

指定短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人華野福社会

ショートステイはなの苑

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1, 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 華野福社会
- (2) 法人所在地 広島県尾道市向東町12255番地1
- (3) 電話番号 0848-20-6320
- (4) 代表者氏名 理事長 笠井 裕
- (5) 設立年月 平成9年10月6日

2, 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- ・指定短期入所生活介護事業所 平成12年4月1日指定
- ・指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定

広島県3471100556号

※当事業所は特別養護老人ホームはなの苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

- ・指定短期入所生活介護
要介護者が一時的に施設に入所して、日常生活上の支援や機能訓練を受けることにより心身機能の維持向上や家族の労力の軽減を図ることを主な目的とする。
- ・指定介護予防短期入所生活介護
要支援者が一時的に施設に入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けることにより心身機能の維持向上を図ることを主な目的とする。

- (3) 事業所の名称 ショートステイはなの苑
- (4) 事業所の所在地 広島県尾道市向東町12255番地1
- (5) 電話番号 0848-20-6320
- (6) 事業所長(管理者) 山本 敬司
- (7) 当事業所の運営方針

ケアマネジャーが主治医の意見をふまえて契約者・そのご家族とともに作成した居宅サービス計画に基づいてその実施の一翼を担うこと。

- (8) 開設年月 1997(平成10)年11月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分 その他の時間でも電話対応はしています。

- (10) 利用定員 16人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

- ① 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、当該個室への入所期間が30日以内である方。
- ② 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入所が必要であると医師が判断した方。

★上記の理由で、居室を変更する場合には、ご契約者やご家族と協議のうえ、決定するものとします。また、上記以外の理由で、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室(1人部屋)	4室	
多床室(4人部屋)	3室	
合計	7室	
食堂	1室	
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

(12) 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています>

	職種	常勤換算	指定基準
1	事業所長(管理者)	1名	1名
2	事務員	2名	1名
3	介護職員	25名	21名
4	生活相談員	2名	1名
5	看護職員	3名	3名
6	機能訓練指導員	1名	1名
7	介護支援専門員	1名	1名
8	栄養士	1名	1名
9	医師	嘱託1名	嘱託1名
10	調理員	4名	4名

☆ ただし、この人数には特別養護老人ホームはなの苑の職員が含まれています。

3, 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスは次の2種類があります。

(1)	利用料金が介護保険から給付される場合
(2)	利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

◎サービスの概要

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回(原則14時～16時)行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・止むを得ずオムツを使用される方については、ご契約者の個別性を尊重し不快感を伴わないおむつ交換をします。

③機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
※当施設ではご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・生活のリズムを考え必要な方には毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥送迎サービス

- ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
但し料金が加算されます。

◎サービス利用料金(1日あたり)(契約書第7条参照)

別紙料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

- ※サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・居室によって異なります。
- ※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、介護保険の認定を受けた後、サービス利用未払金の精算をさせていただきます。
- ※短期入所の利用限度日数を超える利用の場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の

負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照)

※次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

◎サービスの概要及び料金

①食費・滞在費等

- ・別紙料金表によって、利用料金をお支払いください。
- ・食費はご契約者に提供する食事にかかる費用です。
- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・調理は経験の豊富な調理師を施設職員として配置し、新鮮な素材を厳選して喜ばれる食事の提供を実施しております。
- ・滞在費は当施設を利用される期間の部屋代です。

②理髪サービス

- ・月に1回、理容師の出張による理髪サービス (調髪) をご利用いただけます。
- ・利用料金：実費 (¥1,700程度) を業者に直接お支払い頂きます。

③レクリエーション、クラブ活動

- ・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ・利用料金1枚につき10円

⑤日常生活上必要となる諸費用

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについてはその費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

別紙料金表の料金・費用は、サービス利用終了時にご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

利用料金支払方法

ア. 現金

イ. 下記指定口座への振り込み（振り込み手数料は利用者負担となります。）

広島銀行 尾道支店 普通預金 1061453 ㉿) カヤクシカイ トクヨウウジソホーム

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合……無料

・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合……初日の利用料金の10%

③利用期間中、身体の状態の変化・事故等によって、介護が困難な状況が生じたときは協議いたします。

④サービス利用の変更・追加については協議いたします。

⑤ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

4. 身体拘束について

サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、施設内検討会議を行います。拘束時間帯を決め、ご家族の了承を得た上で拘束を行います。定期的に拘束を解除するための会議を行い、拘束を無くしていくよう、努力してまいります。

5. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・

同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを通報します。

6, 個人情報の第三者機関への提供

(1) 利用者及びそのご家族の情報は、個人情報保護法及び関係法令及び厚生労働省によるガイドラインに沿った取り扱いを行い、その他には利用しません。

(契約書第 11 条参照)

(2) 「個人情報」の安全管理のため、つぎの業者に個人情報管理を委託します。

業者名 : 株式会社ワイズマン

住 所 : 岩手県盛岡市盛岡駅前西通 2 丁目 9-1 マリオス 17F

7, 苦情の受付等について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] ショートステイ受入担当 相談員 吉村友作
金子杏奈

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関カウンターに設置しています。

○苦情解決に向けての手順は別紙「苦情解決に向けて事業所対応フロー」をご覧ください。

○苦情対応第三者委員 花本博康 0848-44-1877

岡田麗子 0848-45-2183

(2) 事故発生時の対応

利用期間中に発熱等身体状況に著しく変化が生じたとき、又事故発生の場合は、ご家族(緊急連絡先)に連絡し、対応について協議いたします。

また、保険者にも速やかに、連絡します。

指定短期入所生活介護サービスの利用に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

説明日時 令和 年 月 日

指定短期入所生活介護 ショートステイはなの苑

説明者職名 相談員 氏名 印

私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスについて及び個人情報の使用について同意しました。

利用者住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。